

太田市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第45号

太田市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

太田市老人福祉センター条例施行規則（平成17年太田市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「利用券又は使用料免除証明書を係員に提出し」を「利用券（様式第1号）若しくは使用料免除証明書を提出し、又は身分証明書若しくはげんき手帳（様式第1号の2）を提示し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 前条第1項に規定するげんき手帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者に対し市が交付する。

第8条中「(様式第1号)」を削り、同条ただし書を削る。
様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 7 条、第 8 条関係)

| | |
|----------------|----------------|
| 太田市老人福祉センター利用券 | 太田市老人福祉センター利用券 |
| 使用料 | 使用料 |
| 円 | 円 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

(表)
げ ん き 手 帳

注 意

1. 老人福祉センターを利用するときは、手帳を係員に提示してください。
2. 手帳は他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
3. 手帳の記載事項に変更を生じたとき、紛失又は破損したときは、速やかに届け出てください。
4. 利用資格を失ったときは、速やかに手帳を返納してください。

第一老人福祉センター 細谷町1689番地 電話番号0276(32)1905

高齢者総合福祉センター 鳥山上町2313番地 電話番号0276(37)7000

かたくりの里 吉沢町5292番地 電話番号0276(20)5511

藪塚いこいの湯 大原町641番地2 電話番号0277(78)0011

げ ん き 手 帳
(太田市老人福祉センター無料利用券)

太 田 市

(裏)

フリガナ
氏 名 性別

生年月日 年 月 日生

住 所

電話番号 () ー

この手帳は、市内老人福祉センター無料利用券として利用できます。

発行日 年 月 日

太田市長

印

お ぼ え が き

緊急連絡先

| 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-----|-----|---------|
| | | |
| | | |

かかりつけの医療機関

| | |
|----------|------|
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 保険証の記号番号 | |

この手帳を拾得された方は、お手数でも上記までご連絡ください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。